

令和6年8月13日（火）
水産課 総務・豊かな海づくりグループ
担当者 藤田、秋山（内線 3954）
ダイヤル 087-832-3474

令和6年度 赤潮警報第1号の解除について

香川県魚類養殖業赤潮対策本部（本部長：香川県漁連会長 嶋野勝路）は、8月7日に発令した赤潮警報第1号を、8月13日付けで解除しました。

なお、香川県下海域に発令中の赤潮注意報第3～5号は継続していることから、県、赤潮対策本部及び関係漁協が連携して引き続き赤潮の発生監視を行うとともに、状況に応じて調査を強化します。

<理由>

○赤潮警報第1号の解除

沖合調査及び漁場調査の結果、備讃瀬戸西部海域において、有害赤潮の原因プランクトンであるカレニア・ミキモトイの密度が、赤潮警報発令基準を3日の調査（8月9日、10日、13日）で連続して下回り、解除基準を満たしたことによる。

※警報発令中の漁業被害の情報はありませんでした。

[参考]

○ カレニア・ミキモトイの赤潮注意報・警報発令基準

注意報：複数調査点で10細胞/mlに達したとき。

警報：複数調査点で500細胞/mlに達したとき。（ただし、周辺の状況次第で、1つの調査点で500細胞/mLに達したときでも発令する場合がある。）

※数千細胞/mlになると魚介類のへい死が起こる恐れがある。

○ 赤潮注意報・警報解除基準

注意報：注意報発令基準を10日間連続して下回った場合。

警報：警報発令基準を3日の調査で連続して下回った場合。

令和6年度の注意報・警報発令状況

区分	回次	発令月日	対象プランクトン	対象海域	備考
注意報	第1号	6月10日	シャットネラ（アンティカ、マリーナ、オバータ）	三豊市詫間町三崎と岡山県六島東端見通し延長線以西の香川県海域	注意報第2号に切り替え
注意報	第2号	6月27日	シャットネラ（アンティカ、マリーナ、オバータ）	三豊市粟島東端と多度津町佐柳島南端見通し延長線以西の香川県海域	注意報第3号に切り替え
注意報	第3号	7月5日	シャットネラ（アンティカ、マリーナ、オバータ）	高松市大槌島、小槌島、見通し延長線以西の香川県海域	発令中
注意報	第4号	7月16日	シャットネラ（アンティカ、マリーナ、オバータ）	東かがわ市馬篠（丸亀島）と小豆島町坂手南端（大角鼻）見通し延長線以東の香川県海域	発令中
注意報	第5号	8月2日	カレニア・ミキモトイ	高松市大槌島、小槌島、見通し延長線以西の香川県海域	発令中
警報	第1号	8月7日	カレニア・ミキモトイ	備讃瀬戸西部海域	<u>今回解除</u>